京葉道路と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。
京葉道路と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジを経由して通行する場合。
東京湾横断・木更津東金道路と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線を、東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ又は浮島インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。
東京湾横断・木更津東金道路と中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道を、東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ又は浮島インターチェンジと、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道の東京インターチェンジから横浜町田インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジを経由して通行する場合。
ループと任意のインターチェンジ相互間を連続して通行する場合（ただし、周回走行を２回以上行う場合は、２回目の周回後の通行を除く。平成23年４月１日から適用する。）。

ハ　複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ２倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロ⑴から⑶の定めにより本割引を適用して算出した額とし、２倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

なお、仙台南部道路が介在する経路の料金を算出するに当たっては、ロ⑴から⑶に定める本割引の適用により算出した額に当該道路の通行料金を加算して行うものとする。

ニ　適用する期間

平成21年３月28日から平成26年３月31日までとする。

１．⑶のうち、⑯ロ中、「30パーセント」を「50パーセント」に改め、「ただし、平成26年３月31日までの平日の前日についての割引率は50パーセントとする（平成26年３月31日までの間については休日の前日についても割引率を50パーセントとする。）。」を削る。⑰ニの表中、「海老名南インターチェンジ」を「厚木南インターチェンジ」に改める。㉒ハ中、「平成26年３月31日」を「平成23年６月19日」に改める。㉔中、「㉒」を「⑳」に改める。㉕中、「エコカー割引、」を削る。

１．⑶のうち、④及び⑲を削り、⑤を④、⑥を⑤、⑦を⑥、⑧を⑦、⑨を⑧、⑩を⑨、⑪を⑩、⑫を⑪、⑬を⑫、⑭を⑬、⑮を⑭、⑯を⑮、⑰を⑯、⑱を⑰、⑳を⑱、㉑を⑲、㉒を⑳、㉓を㉑、㉔を㉒、㉕を㉓とする。

１．⑸のうち、①中、「、エコカー割引」を削る。③中、「東日本高速道路株式会社が別に定める日」を「平成23年６月19日」に改め、「地方部上限割引、」及び「エコカー割引、」を削る。

別表７を次のとおり改める。

別表７　割引相互間の重複適用関係

⑴　重複適用の有無

	マイレージ	大口	前納	深夜	通勤	通勤Ⅱ	早朝	平夜	平昼	休昼	休特	特区	特区Ⅱ	休夜	東亀
大口	×														
前納	×	×													
深夜	○	○	○												
通勤	○	○	○	×											
通勤Ⅱ	○	○	○	×	×										
早朝	○	○	○	×	×	×									
平夜	○	○	○	×	×	×	×								
平昼	○	○	○	×	×	×	×	×							
休昼	○	○	○	×	×	×	×	×	×						
休特	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×					
特区	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×				
特区Ⅱ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
休夜	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○		
東亀	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	